

## ◆障害者差別解消や共生社会に関する条例を制定している都道府県について

北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

計24道府県

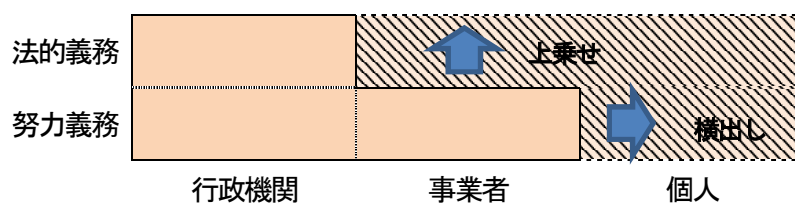
(※滋賀県障害福祉課調べ (H29.5月時点))

## ◆条例による上乗せ・横出しについて

- ・障害者差別解消法による義務（民間事業者）を強化するか（上乗せ）
- ・障害者差別解消法による規制の対象（行政機関・民間事業者）の範囲を拡げるか（横出し）

### ■障害者差別解消法で行政機関・事業者課される義務

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止
行政機関等	法的義務	法的義務
事業者	法的義務	努力義務



### 参考

- ・条例を制定している24道府県のうち、「上乗せ・横出し」の両方を行っているのは9県